

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和6年8月9日(2024.8.9)

【公開番号】特開2024-40447(P2024-40447A)

【公開日】令和6年3月25日(2024.3.25)

【年通号数】公開公報(特許)2024-054

【出願番号】特願2024-20583(P2024-20583)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/06 (2023.01)

10

【F I】

G 06 Q 30/06

【手続補正書】

【提出日】令和6年8月1日(2024.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

客が商品棚から取り出した商品の登録が当該客により行われる客端末装置と、前記客端末装置による商品の登録結果が反映された商品登録情報を記憶する取引管理装置と、前記商品登録情報に基づいて、客端末装置によって登録された商品に対応する客端末対応精算を実行する精算装置とを含む商品販売データ処理システムであって、  
客端末装置によって商品登録が実行中の中途取引の有無を判定する取引判定手段と、

客端末装置によって登録された商品の精算を実行する精算装置の稼働についての制御を行う稼働制御手段とを備え、

前記稼働制御手段は、前記取引判定手段により中途取引が有ると判定された場合には、前記精算装置について、精算が実行不可の状態に遷移させずに、精算が実行可能な状態を維持させる

商品販売データ処理システム。

【請求項2】

前記稼働制御手段は、前記取引判定手段により中途取引が有ると判定された場合には、複数の精算装置のうちの少なくとも一部の精算装置について、精算が実行不可の状態に遷移させずに、精算が実行可能な状態を維持させる

請求項1に記載の商品販売データ処理システム。

【請求項3】

前記稼働制御手段は、精算が実行不可の状態に精算装置を遷移させるにあたり、前記取引判定手段により前記中途取引が有ると判定された場合、複数の精算装置のうち、有りと判定された中途取引の数に応じた前記精算装置については精算が実行不可の状態に遷移させることなく、精算が実行可能な状態を維持させる

請求項1または2に記載の商品販売データ処理システム。

【請求項4】

客が商品棚から取り出した商品の登録が当該客により行われる客端末装置と、前記客端末装置による商品の登録結果が反映された商品登録情報を記憶する取引管理装置と、前記商品登録情報に基づいて、客端末装置によって登録された商品に対応する客端末対応精算を実行する精算装置とを含む商品販売データ処理システムにおけるコンピュータを、  
客端末装置によって商品登録が実行中の中途取引の有無を判定する取引判定手段、

40

30

50

客端末装置によって登録された商品の精算を実行する精算装置の稼働についての制御を行う稼働制御手段であって、前記取引判定手段により中途取引が有ると判定された場合には、前記精算装置について、精算が実行不可の状態に遷移させずに、精算が実行可能な状態を維持させる稼働制御手段

として機能させるためのプログラム。

10

20

30

40

50